

令和6年5月1日

課名	備前保健所	疾病感染症対策課
担当	岩瀬、根石(東備支所)	日笠、藤田
直通	086-272-3901 0869-92-5180(東備支所)	3350、3365 (内線)

結核の接触者健康診断及び管理検診の管理不備について

このたび、備前保健所東備支所において、結核の接触者健康診断及び管理検診の管理不備が判明しました。

ご本人、ご家族をはじめ、県民の皆様、関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことがないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 内容

(1) 接触者健康診断に関する事案

本年4月に引継ぎを受けた職員が、結核患者の記録を確認したところ、令和4年度に発生した患者1名の接触者11名に対し、接触者健康診断の管理不備があり、うち10名について感染の有無の確認ができておらず、さらに2名については健康診断が実施できていなかったことが判明した。

(2) 管理検診に関する事案

結核患者の治療終了後に行う管理検診について、再発のないことの確認ができていない管理不備が5例あったことが判明した。

2 原因

所属組織としての管理の不備及び担当者の事務処理の漏れによるもの

3 対応

(1) 接触者健康診断に関する事案

健康診断が実施できていない2名については、本人又は家族に状況を説明し、必要な検査等を実施する。その後、接触者11名の全ての結果を踏まえ、接触者健康診断の拡大の可否について、早急に判断を行う。

(2) 管理検診に関する事案

患者本人は定期的に胸部エックス線検査を受検していたことが確認できたが、今後、適切な事務処理を行っていく。

4 再発防止策

- ・進捗状況のダブルチェックを徹底するとともに、定期的な確認の頻度を増やすなど、チェック体制の見直しを実施し、組織としての体制を整えていく。
- ・報告、連絡、相談のさらなる浸透を図るとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく業務の必要性や意義について徹底するため、職員の資質向上を図る研修会を実施する。

※ 接触者健康診断

感染症法第17条の規定に基づいて実施する結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の健康診断

結核患者に接触した者への健康診断で、原則接触直後と2～3か月後の2回実施

※ 管理検診

感染症法第53条の13の規定に基づいて実施する結核登録票に登録されている者への精密検査

治療終了後の結核患者等への検診で、原則6か月ごとに2年間実施

<結核患者対応の流れの概要>

結核患者発生

診断医師からの届出（居住地の保健所）

積極的疫学調査の実施
（医師連絡、患者面接等）

【患者支援】

【周囲への対応】

確実な服薬支援
DOTS（直接服薬確認療法）により実施

接触者調査の実施

結核事例検討会の実施
（所長・課長・班長・結核担当者・地区担当者）
管理検診の期間及び接触者健康診断対象者の検討

A 治療終了

再発の有無を確認（半年後）

B 管理検診、定期病状調査の実施
（胸部エックス線）

（半年後）

C 管理検診、定期病状調査の実施
（胸部エックス線）

（半年後）

D 管理検診、定期病状調査の実施
（胸部エックス線）

（半年後）

E 管理検診、定期病状調査の実施
（胸部エックス線）

再発無しを確認

F 登録削除（2年後）

1 接触者の居住地所管保健所による
接触者健康診断の実施
健診内容や時期の検討、
対象者への説明、受診調整等

2 接触者健康診断の事後管理
結果確認等

3 新たな結核患者の発見

4 接触者健康診断検討会の実施
（所長・課長・班長・結核担
当者・地区担当者）
健康診断対象者の再検討

5 接触者の居住地所管保健所
による接触者健康診断の実施
健診内容や時期の検討、
対象者への説明、受診調整等

6 接触者健康診断の事後管理
結果確認等

7 対応終了